

## 夢にチャレンジする若者に補助金を支給します

問 企画調整課 企画政策係  
☎476-1111(224)

## ■大崎町若者チャレンジ補助金

## 【補助対象者】

チャレンジを確実に遂行する能力を有し、活動実績の報告ができる方で、下記のすべてに該当する方。

- (1) 令和3年4月1日において16歳以上35歳以下の者
- (2) 補助金の申請の日において町内に居住している者
- (3) 令和3年1月1日において、本町の住民基本台帳に記録されている者で、申請の日において過去3月以上引き続いて住民基本台帳に記録されている者
- (4) チャレンジ終了後1年間、活動実績又はチャレンジを通じて会得したこと等を町のホームページ等を通じて発信を行うとともに報告会を行うことができる者

## 【補助対象活動】

交付対象者のチャレンジへの行動が地域の将来を担う若者に活力を与えるもので、次の各号に掲げるもの。

- (1) 活動自体が交付対象者の夢であるもの
- (2) 交付対象者の将来の夢を叶える準備のために行うもの
- (3) 令和4年3月31日までに完了するもので、円滑かつ確実に実施できるもの

## 【活動例】

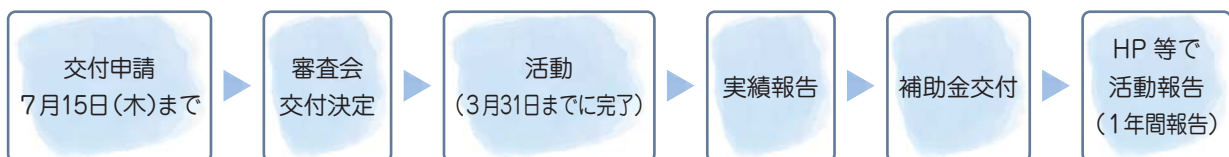
将来の夢に繋がるような海外留学やボランティア、スポーツイベントの開催など

## 【募集期間】

令和3年7月15日(木)まで

## 【補助金額】

一人につき200,000円を上限



## 【補助対象経費】

- ・報償費（専門家等への謝礼金など）
- ・旅費
- ・需用費（消耗品費など）
- ・役務費（郵送料、保険料（損害保険加入料など））
- ・使用料及び賃借料
- ・負担金（語学研修の受講費用、体験研修の参加費用、留学受入校の授業料など）

